

第10回 自殺総合対策の推進に関する有識者会議 説明資料

令和5年3月

内閣官房孤独・孤立対策担当室

孤独・孤立対策ウェブサイト

- 孤独・孤立で悩んでいる方向けに、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化し、情報発信するウェブサイトを作成。
- チャットボット（自動応答システム）により、相談者を適切な支援制度や相談先へご案内するとともに、孤独・孤立で悩んでいる方が声を上げやすくなるコンテンツを掲載。

概要

作成にあたって、NPO法人、ソーシャルメディア事業者等からなる企画委員会で内容等について検討。

<主な機能>

(1) チャットボット（自動応答システム）の導入

- ・ 自動応答により相談者を適切な支援制度や相談先へ案内
- ・ 関係府省の支援制度や相談窓口をあわせて約150をカバー



(2) チャットボット利用結果をPDF様式で出力可能

- ・ 利用者の備忘録、自治体の相談窓口等において自らの状況を説明する手助け

(3) 孤独・孤立で悩んでいる方が声をあげやすくなるコンテンツを掲載

- ・ 悩みを抱えている人の質問と回答、専門家のヒント、メッセージ、キャンペーンなど

(4) 子ども用の専用ページを開設（2023年3月10日外国語ページ（10言語）を公開。一般向けは3月末を予定）

内閣官房孤独・孤立対策担当室
孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボット利用結果

相談項目	子育て
相談内容（詳細①）	子ども・子育てについて相談したい
相談内容（詳細②）	子育て中の方と交流する場を知りたい
支援制度・相談窓口	「地域子育て支援拠点事業」
概要	乳幼児やその保護者の方同士が交流する場所を開設し、子育てに関する相談・助産や情報提供、講習会の開催などを行っています。
対象者/申請先/相談先	【申請先】お住まいの市区町村 詳しい申請については、「お住まいの市区町村 地域子育て支援拠点事業」と検索してみてください。
メモ (ご自身の状況や懸念など、適宜ご記入下さい)	

※チャットボットとは、約150の国の支援制度・窓口の中から、個みに応じたものを案内する自動応答システムのこと。孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」(<https://notalone-sas.go.jp/>)に掲載。
※利用結果は、制度や相談の窓口をお持ちいただくなど、御自身の状況をお話しする際などにお役立てください。

支援制度・相談窓口の御担当者様へ

孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボット利用結果は、悩みを抱えている方の選択に対する自動応答の結果であり、個みの内容と活用できる可能性のある支援制度・相談窓口を示しています。また、本結果は、悩みを抱えている方と自治体等の支援制度・相談窓口の御担当者様とのコミュニケーションを円滑にする目的で作成しています。本結果をお持ちの方が相談に来られた際には、上記の支援制度・相談窓口の御案内、または、より適切な支援がある場合には、そちらの御案内をさせていただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房孤独・孤立対策担当室

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の推進

- 孤独・孤立問題の深刻化に備え、地方自治体でも支援団体の連携による対応が急務。一方、複合的事案が多く、既存の政策的対処では困難であり、地方自治体の取組に大きな差が見られる。
- 本事業は、地方自治体において連携強化の実証事業に取り組み、得られたノウハウや留意点などを報告書にまとめ、全国の地方自治体に共有することで、孤独・孤立対策の取組強化を目指す。

実施体制

- 地方自治体は、地域の実情を踏まえ、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- 国は委託事業者とともに、地方自治体の活動をきめ細かく側面支援し、調査・分析を実施。

実証事業

各自治体の現状に応じ実施（◎は必須）

- 官民連携プラットフォームの設置 ◎
- 地域住民への周知、情報発信 ◎
- 支援団体間の連携による試行的事業◎
- 地域内の実態把握と相互理解
- 人材確保・育成を目指す研修実施

地方自治体の孤独・孤立対策の取組を強化

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業

取組団体（地方自治体）一覧（計29団体（都道府県・政令市:12、市町村:17））

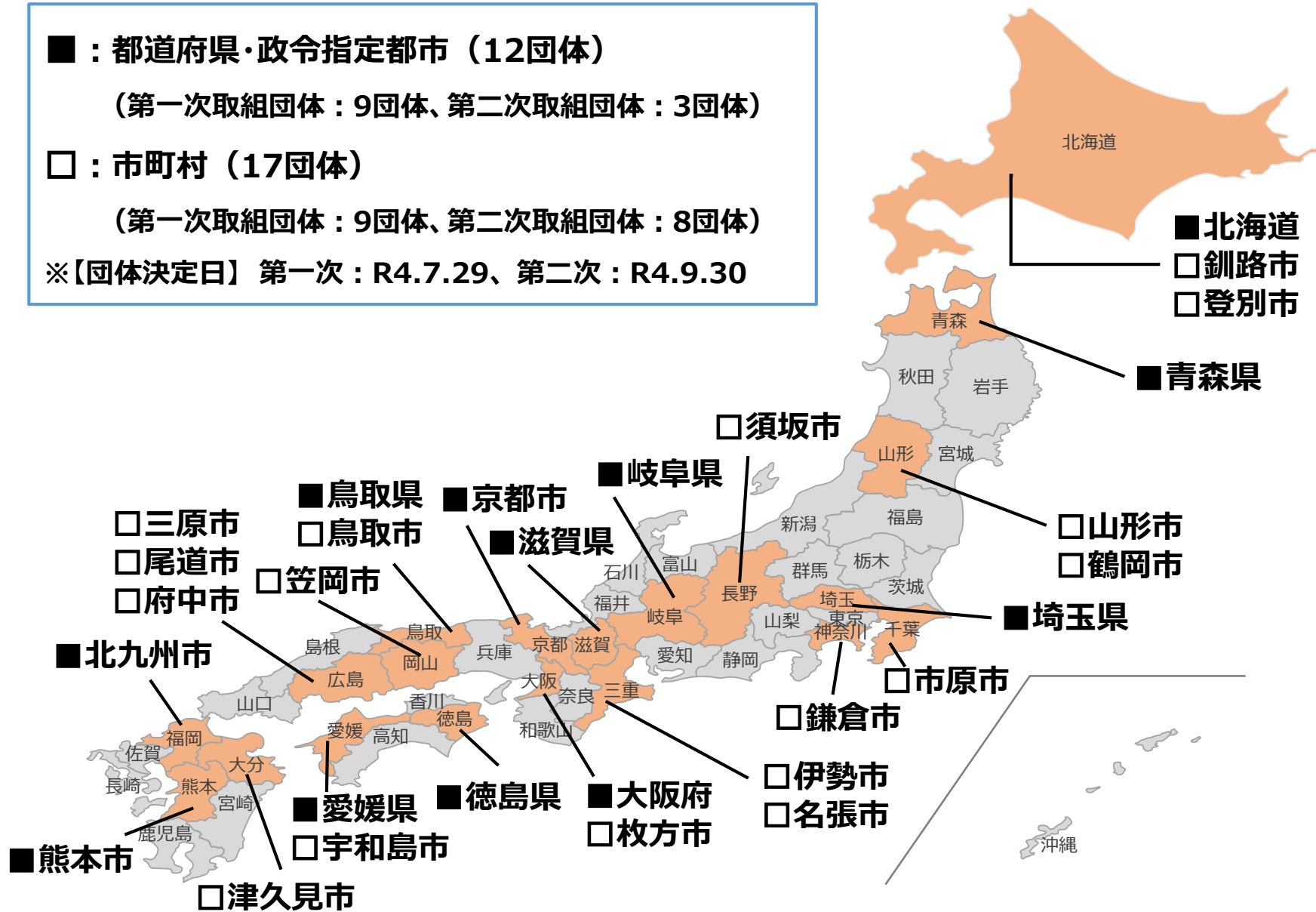
■：都道府県・政令指定都市（12団体）

（第一次取組団体：9団体、第二次取組団体：3団体）

□：市町村（17団体）

（第一次取組団体：9団体、第二次取組団体：8団体）

※【団体決定日】 第一次：R4.7.29、第二次：R4.9.30



趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人の「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。